

(答申時刻 13時35分)

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年8月9日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会において審査未了となった下水道事業1箇所について、同年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県及び町の担当職員から事業説明を受けると共に、審査資料に基づき再審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 下水道事業 [市町村事業]

109番 磯部都市下水路

109番は、昭和53年度に事業着手し昭和62年度に一旦事業を完了したが、その後の社会状況の変化により事業計画を見直して継続しようとする事業である。

平成16年8月9日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、集水域の変更理由、主たる溢水地点、調整池の機能、工事費の内訳(当初計画との比較が可能なもの)などの説明が不足であり、排水計画の妥当性を判断できなかった。今回、同年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、当初計画時点に比べて今回の事業費が、事業を取り巻く社会経済状況に一定の変化があったとしても著しく高額となっており、さらなるコストの削減および縮減策を検討し具体的な額を本年度内に示すよう求めるものである。

(答申時刻 16時55分)

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より農道整備事業5箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、同年8月9日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会及び同年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) ふるさと農道整備事業

4番 上川地区

5番 度会北部地区

6番 みちゆきがま
道行竈地区

4番、5番については、平成6年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。また、6番については、平成10年に事業着手し6年を経過して未着工の事業である。

審査を行った結果、すべての地区について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 広域農道整備事業

7番 伊賀2期地区

7番については、平成元年度に事業着手し平成11年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、審議未了のため継続審議とする。

(3) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

8 番 うえのいなこ
上野依那古 2 期地区

8 番については、平成 6 年度に事業着手し 1 0 年を経過して継続中の事業である。
審査を行った結果、審議未了のため継続審議とする。

(4) 総括意見

- 一、費用および便益の算出に当たっては、将来を見据えて著しくて過大とならないよう実態を可能な限り反映したものについて算出対象とされるよう検討されたい。
- 一、事業を計画するに当たっては、費用が広く県民の負担によるものであること十分認識され、計画時点における事業費を十分精査されることを強く望むものである。
- 一、延長 1 メートルあたりのコストと工期の関係について統計等の処理をした分析結果を報告されたい。
- 一、今後、当初計画時点から事業完了に至るまでの関連資料について、当委員会への説明に必要な資料は適正に管理されたい。